

令和7年9月

特定建築物所有者・管理者 各位

熊本県土木部建築住宅局建築課

令和7年8月10日からの大雨で被災した特定建築物等の  
定期調査・検査報告について（お知らせ）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、被災された方々には心からお見舞い申し上げるとともに、復旧、復興にご尽力されている皆様には安全に留意され、ご活躍されることをお祈りいたします。

さて、建築物の安全性を確保するため、建築基準法第12条に基づき、特定の建築物の所有者又は管理者は、その建築物の状況については、3年毎に調査を、建築物に設置されている建築設備（排煙設備・非常用の照明装置）及び防火設備の状況については、毎年検査を行い、その結果を今年度は令和7年12月26日までに、特定行政庁に報告しなければならないこととなっております。

被災された特定建築物の所有者、管理者の皆様方におかれましては、建築物が被害を受け使用困難な状況等により、報告期限である令和7年12月26日までに報告が困難な場合には、下記の管轄する特定行政庁もしくは（一財）熊本県建築住宅センターの定期報告担当までご連絡をいただきますよう、お願いいたします。

なお、不明な点などございましたら、何なりとご相談ください。

今後とも、定期報告制度の的確な運用につきましては、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先

熊本県土木部建築住宅局建築課安全推進班（☎096-333-2535）

〈宇城・上益城・天草（天草市を除く）地域〉熊本県県央広域本部土木部景観建築課（☎096-333-2793）

〈玉名・鹿本・菊池・阿蘇地域〉熊本県県北広域本部土木部景観建築課（☎0968-25-2729）

〈八代（八代市を除く）・芦北・球磨地域〉熊本県県南広域本部土木部景観建築課（☎0965-33-3117）

熊本市都市建設局都市政策部建築指導課（☎096-328-2516）

八代市建設部建築指導課（☎0965-33-4750）

天草市建設部建築課建築指導係（☎0969-32-6797）

（一財）熊本県建築住宅センター安全推進課（☎096-385-0771）